

令和 8 年 5 月 27 日
長 崎 県 水 産 部

くろまぐろの割当量の融通について

壱岐市漁業協同組合長会及び対馬市漁業協同組合長会から、長崎県資源管理方針別紙 1-1 第 5 及び同別紙 1-2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（令和 8 年 4 月 20 日変更）（以下、「県計画」という）第 3 の 6 の規定に基づき海区間の割当量の配分について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

<配分前>

県計画第 3 の 2 の②に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
壱岐海区の大型魚割当量	248.454 トン	23.688 トン	272.142 トン
対馬海区の大型魚割当量	7.545 トン	17.330 トン	24.875 トン

<配分後>

県計画第 3 の 2 の②に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
壱岐海区の大型魚割当量	244.410 トン	23.688 トン	268.098 トン
対馬海区の大型魚割当量	8.568 トン	20.351 トン	28.919 トン